

『気がつけば、あなたも相続税』のお詫びと訂正

『気がつけば、あなたも相続税』の166・167頁に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、別添のとおり訂正致します。

株式会社中央経済社

57 住宅取得資金の贈与の非課税と相続時精算課税方式を併用する場合

◆ 相続時精算課税方式のおさらい

平成23年1月1日以後の贈与において、贈与をした者（＝贈与者）が、その贈与をした年の1月1日において65歳以上であり、贈与により財産を取得した者（＝受贈者）が贈与者の子（推定相続人）で20歳以上である場合には、相続時精算課税方式を選択することができます。

改正案では…

平成23年1月1日以後の贈与において、贈与をした者（＝贈与者）が、その贈与をした年の1月1日において60歳以上であり、贈与により財産を取得した者（＝受贈者）が贈与者の子（推定相続人）または孫で20歳以上である場合には、相続時精算課税方式を選択することができます。

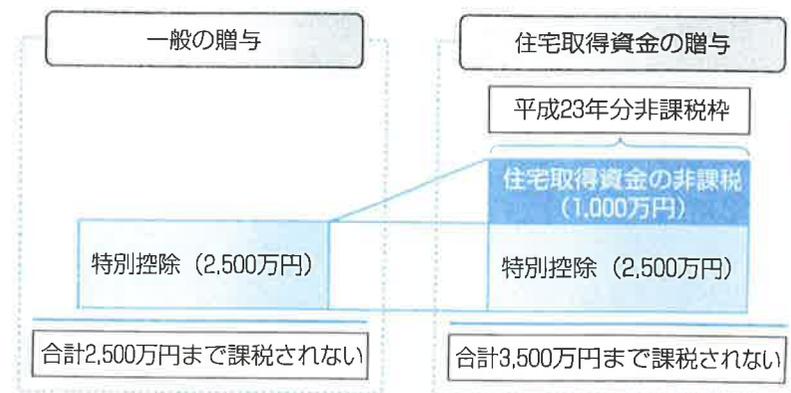
相続時精算課税方式を選択した場合には、特別控除額の2,500万円までの部分は贈与税が課されず、2,500万円を超える金額の部分について、一律20%の税率で贈与税を計算することになります。

◆ 住宅取得資金の贈与の非課税と相続時精算課税方式の併用

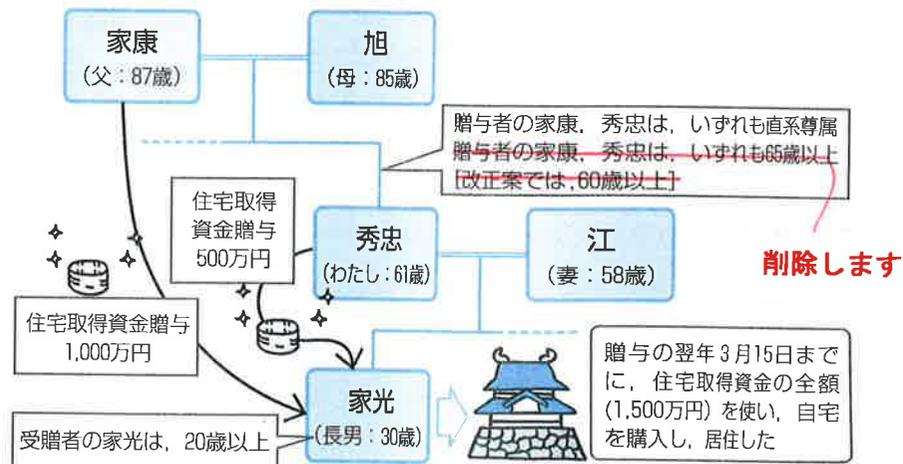
住宅取得資金の贈与について、非課税の特例の要件と相続時精算課税方式の要件をそれぞれ満たしている場合には、併用することができます。

なお、住宅取得資金の贈与の非課税限度額1,000万円は、受贈者1人当たりの限度額であり、相続時精算課税方式は贈与者ごとに適用するか否かを選択できるため、特別控除額2,500万円は、贈与者1人当たりの限度額となっていることに注意が必要です。

住宅取得資金の非課税規定との併用



設例と計算



◆ **住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税方式の特例**
贈与された財産が住宅取得資金である場合には、贈与者がその年1月1日において65歳未満であっても相続時精算課税方式を適用することができます。